

建設業界における外国人材の受け入れについて

1. はじめに

建設業界の就業者数は、1997年の685万人をピークに2021年3月時点では492万人まで減少している。その中で特に技能労働者の年齢分布を見ると、60歳以上が約4分の1を占め高齢化が進んでいる一方で、29歳以下の若手技能労働者は約1割となっている（図1）。

このような担い手不足と高齢化が進む現状に対して、建設業界においては、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性の向上といった取組を進めているところであるが、なお不足する人材については、外国人材を受け入れることも選択肢の一つである。

本稿では、建設業界における外国人材（特に技能実習生と特定技能外国人）の受入制度の現状について紹介する。

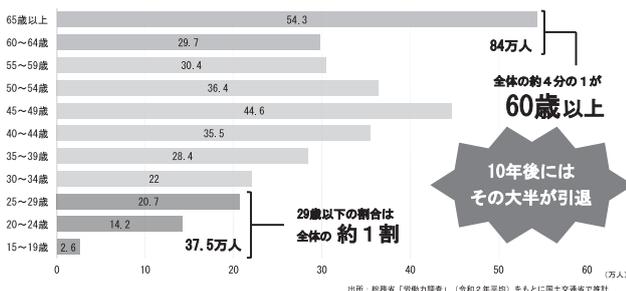


図1 年齢階層別の建設技能者数

2. 建設分野における外国人材の受入状況

(1) 建設分野における外国人材の種類

建設分野に携わる外国人材としては、主に技能実習生、特定技能外国人の2種類がある。

技能実習生は、我が国の技能、技術又は知識を開発途上国等へ移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として受け入れているものである。

特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を有する外国人労働者を、我が国の人手不足が深刻な特定産業分野（建設業をはじめ、介護、製造、農業等の12分野）に受け入れているものである。

現場においては、技能実習も特定技能も似たようなものと認識されている現状があるかもしれないが、技能実習は人づくりが目的、特定技能は人手不足対応が目的であり、制度の目的が異なっていることに留意が必要である。

(2) 建設分野における外国人材の受入状況

建設分野に携わる外国人材の人数は、2011年度では12,830人（うち技能実習生6,791人、外国人材建設就労者*0人、特定技能外国人は0人）であったが、年々増加傾向にあり、2021年度では110,018人（うち技能実習生70,448人、外国人材建設就労者1,767人、特定技能外国人は6,360人）となっている（表1）。

なお、技能実習生と特定技能外国人の人数については、それぞれ最新のデータが政府機関から公表されているので、後述する。

今後も、建設分野に携わる外国人材の人数は増加を続け、技能実習生と特定技能外国人がその中心となっていくことが想定される。

※「外国人材建設就労者」は、東日本大震災の復興事業の更なる加速を図りつつ、オリパラ関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ限定的措置（在留期限は2022年度末まで）として受け入れていたものである。

表1 建設分野に携わる外国人材の人数

(単位：人)

| 年度 | 建設業 外国人全体 | 在留資格別の内訳 | | |
|------|--------------|----------|--------------|-------------|
| | | 技能実習生 | 外国人 建設就労者 | 特定技能 外国人 |
| 2021 | 110,018 | 70,488 | 1,767 | 6,360 |
| 2020 | 110,898 | 76,567 | 3,987 | 2,116 |
| 2019 | 93,214 | 64,924 | 5,327 | 267 |
| 2018 | 68,604 | 45,990 | 4,796 | |
| 2017 | 55,168 | 36,589 | 2,983 | |
| 2016 | 41,104 | 27,541 | 1,480 | |
| 2015 | 29,157 | 18,883 | 401 | |
| 2014 | 20,560 | 12,049 | | |
| 2013 | 15,647 | 8,577 | | |
| 2012 | 13,102 | 7,054 | | |
| 2011 | 12,830 | 6,791 | | |

出典：外国人材建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、
その他は「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）
外国人材建設就労者・特定技能外国人は年度末時点、その他は10月末時点の人数

3. 技能実習生制度の現状

(1) 技能実習制度の概要

外国人技能実習制度は1993年に創設され、2010年に新たな在留資格「技能実習」が創設され、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられた。さらに、2017年11月には、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかに

統計

するとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる「技能実習法」が施行された。

技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用される。また、技能実習の形態には、「企業単独型技能実習」と「団体監理型技能実習」があり、98.5%が団体監理型である（2022年6月末時点の法務省データより）。

技能実習の期間については基礎的な技能等を効果的・効率的に修得等する前期3年間、応用段階の実習をする後期2年間の5年間となっている。

技能実習を行うには技能実習計画の認定を受ける必要があり、技能実習の成果が評価できる技能検定等（1年目、3年目及び5年目に受検）が整備されている職種・作業を対象としなければならない。建設関係では22職種33作業が対象となっているが、「建設機械施工」もその1職種となっており、「押土・整地」、「積込み」、「掘削」、「締固め」の4つの作業が対象となっている。

(2) 技能実習計画の建設分野の追加認定基準

建設業では、従事することとなる工事によって就労場所が変わるため現場ごとの就労監理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁忙で報酬が変動するという実態を踏まえ、技能実習生の適正な就労環境を確保する必要がある。このため、建設分野の技能実習計画の認定に当たり、以下の基準を追加し、外国人技能実習機構において審査している。

①技能実習を行わせる体制の基準

- ・申請者が建設業法第3条の許可を受けていること
- ・申請者が建設キャリアアップシステムに登録していること
- ・技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること

②技能実習生の待遇の基準

- ・技能実習生に対し、報酬を安定的に支払うこと

③技能実習生の数

- ・技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良な実習実施者・監理団体は免除）

(3) 技能実習生の受入状況

建設分野における技能実習生の受入状況であるが、2011年10月末は6,791人であったのが、2020年10月末には76,567人まで増加している。その後、コロナ禍の入国規制の影響等により、2022年10月末には70,489人まで減少している（図-2）。コロナ入国規制の緩和を受けて、今後、再び技能実習生の受入人数が増加していくことが想定される。

建設分野における技能実習生の受入状況を国別に見てみると、2022年10月末では、ベトナム人が54,099人と一番多く、次いでフィリピン人が13,298人、中国人が12,760人、インドネシア人が12,138人の順となっている（図-3）。

建設分野における技能実習生の受入状況を職種別に見てみると、2022年10月末では、とびが20,429人と一番多く、次いで建設機械

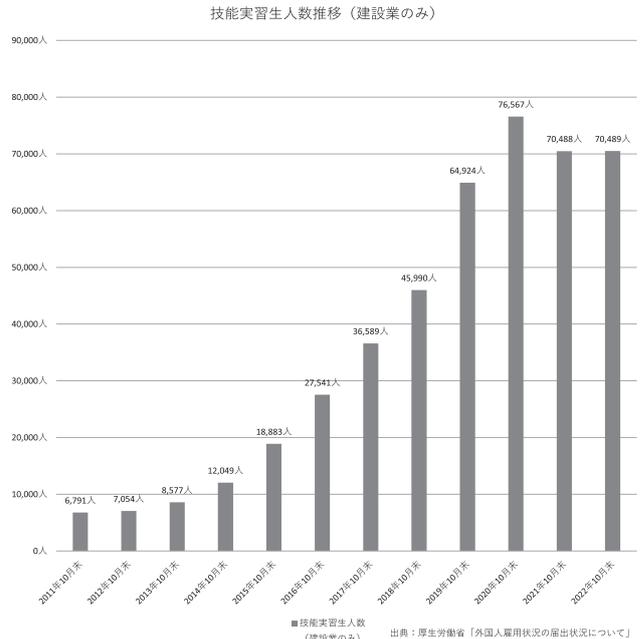


図-2 建設分野の技能実習生の人数推移

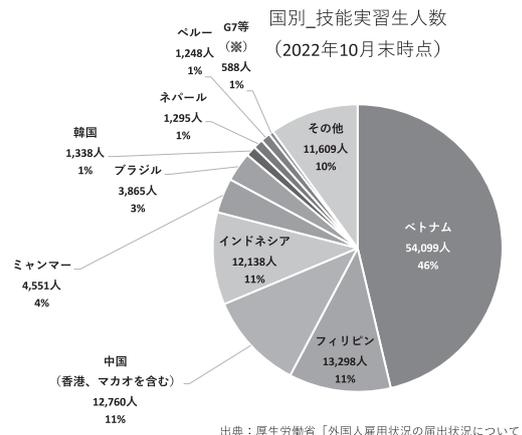


図-3 建設分野の技能実習生の国別人数

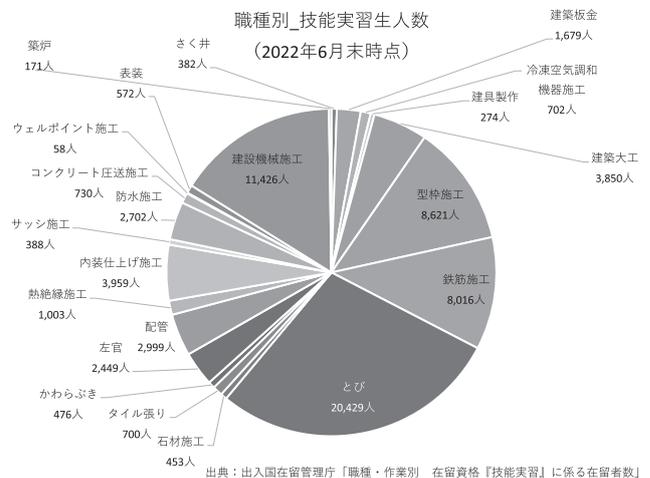


図-4 建設分野の技能実習生の職種別人数

施工が11,426人、型枠施工が8,621人、鉄筋施工が8,016人の順となっている（図-4）。

（4）技能実習制度の課題

技能実習制度創設以来、建設分野においても積極的に受け入れが行われてきたところであるが、課題も指摘されているところである。

第一に、建設分野は他分野と比べて失踪率が高い点である。2021年度の状況を見ると、失踪率は、他分野が約2.6%であるのに対し、建設分野は約6.3%と高くなっている。

第二に、労働基準監督署による監督指導において、多くの労働法令違反が発覚しているという点である。2021年度の状況を見ると、労働法令違反が発覚した事業場数は80.4%となっており、「割増賃金の支払い」、「安全基準」、「賃金の支払い」等の違反が指摘されている（図-5）。

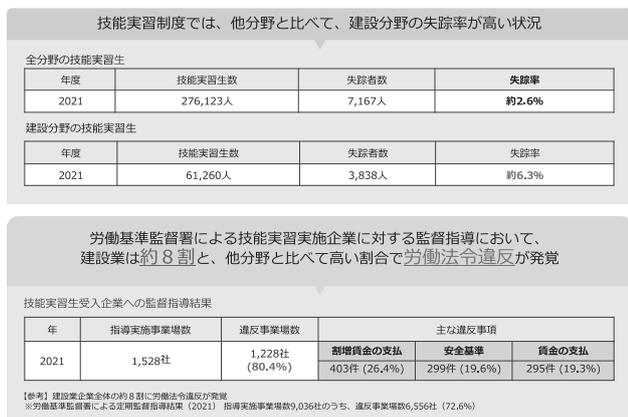


図-5 建設分野の技能実習生の失踪率等

技能実習制度のこのような状況を踏まえ、特定技能制度においては、可能な限り失踪率や労働法令違反を減らすため、建設分野独自の制度があるが、詳細については4（1）④で後述する。

4. 特定技能外国人制度の現状

（1）特定技能外国人制度の概要

①制度創設の趣旨等

特定技能外国人制度は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野（建設業をはじめ、介護、製造、農業等の14分野）において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度である。2018年に成立した改正出入国管理法により在留資格「特定技能」が創設され、2019年4月から受け入れが可能となった。

②特定技能1号と2号の違い

特定技能外国人には、特定技能1号と特定技能2号の2種類がある。

特定技能1号は、在留期間は5年、家族の帯同は不可とされてい

る。特定技能1号になるには以下の2つのルートがある。

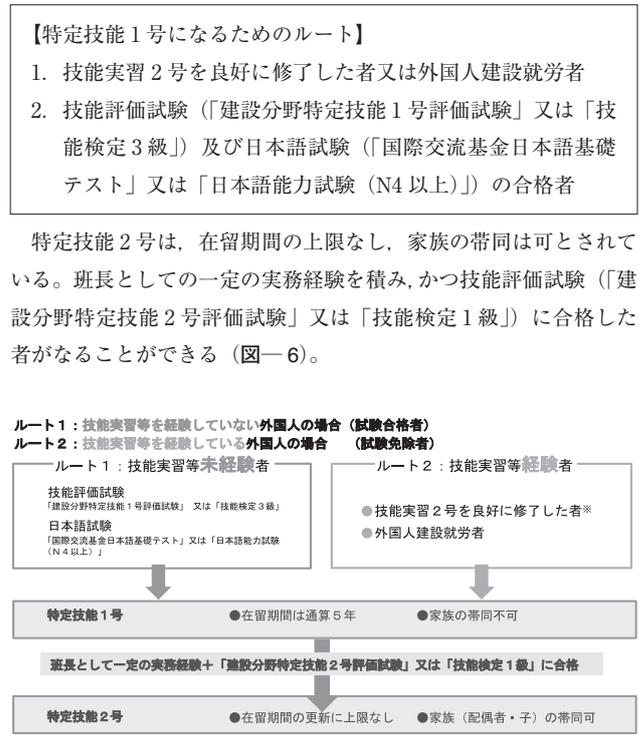


図-6 特定技能1号と特定技能2号になるルート

③業務区分の再編

制度創設当初、建設分野の特定技能は建設機械施工を含む19業務区分があり、それぞれ技能評価試験を実施してきたが、2022年8月30日の閣議決定で「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分に再編され、建設機械施工は「土木」の業務区分に包含されることとなった。

新旧業務区分の対応は表-2のとおりであるが、例えば、2022年8月30日時点で、「建設機械施工」の業務区分で在留資格を有している1号特定技能外国人は、「土木」の業務区分で在留資格を有しているとみなされる。また、「土木」の業務区分で在留資格を有している場合、「建設機械施工」の他にも、「型枠施工」、「コンクリート圧送」、「トンネル推進工」、「土工」、「鉄筋施工」、「とび」、「海洋土工」の業務に従事することができる。

このように、業務区分の再編により、非常に幅広い業務に従事することが制度上は可能となったのである。

また、特定技能の新業務区分と技能実習の対応関係は表-3のとおりである（技能実習において建設関係として整理されている22職種に、「23 鉄工」、「24 塗装」、「25 溶接」を加えている）。

技能実習を良好に修了した者は、各職種に対応する業務区分の特定技能1号の在留資格に切り替えることが可能となる。例えば、「建設機械施工」の技能実習を良好に修了した者は、「特定技能1号（土木）」の在留資格への切り替えが可能となる。

④特定技能外国人受け入れのための手続き

特定技能外国人を受け入れるための手続きとしては、大きく分け

統計

表一 新旧業務区分の対応

| 旧業務区分 | 新業務区分 | | |
|-------------|-------|----|-----------|
| | 土木 | 建築 | ライフライン・設備 |
| 1 型枠施工 | ○ | ○ | |
| 2 左官 | | ○ | |
| 3 コンクリート圧送 | ○ | ○ | |
| 4 トンネル推進工 | ○ | | |
| 5 建設機械施工 | ○ | | |
| 6 土工 | ○ | ○ | |
| 7 屋根ふき | | ○ | |
| 8 電気通信 | | | ○ |
| 9 鉄筋施工 | ○ | ○ | |
| 10 鉄筋継手 | | ○ | |
| 11 内装仕上げ/表装 | | ○ | |
| 12 表装 | | ○ | |
| 13 とび | ○ | ○ | |
| 14 建築大工 | | ○ | |
| 15 配管 | | | ○ |
| 16 建築板金 | | ○ | ○ |
| 17 保温保冷 | | | ○ |
| 18 吹付ウレタン断熱 | | ○ | |
| 19 海洋土木工 | ○ | | |

表三 技能実習の職種と特定技能の新業務区分の対応

| 技能実習の職種 | 特定技能 新業務区分 | | |
|---------------|------------|----|-----------|
| | 土木 | 建築 | ライフライン・設備 |
| 1 さく井 | ○ | | |
| 2 建築板金 | | ○ | ○ |
| 3 冷凍空調和機器施工 | | | ○ |
| 4 建具製作 | | ○ | |
| 5 建築大工 | | ○ | |
| 6 型枠施工 | ○ | ○ | |
| 7 鉄筋施工 | ○ | ○ | |
| 8 とび | ○ | ○ | |
| 9 石材施工 | | ○ | |
| 10 タイル張り | | ○ | |
| 11 かわらふき | | ○ | |
| 12 左官 | | ○ | |
| 13 配管 | | | ○ |
| 14 熱絶縁施工 | | | ○ |
| 15 内装仕上げ施工 | | ○ | |
| 16 表装 | | ○ | |
| 17 サッシ施工 | | ○ | |
| 18 防水施工 | | ○ | |
| 19 コンクリート圧送施工 | ○ | ○ | |
| 20 ウェルポイント施工 | ○ | | |
| 21 建設機械施工 | ○ | | |
| 22 築炉 | | ○ | |
| 23 鉄工 | ○ | ○ | |
| 24 塗装 | ○ | ○ | |
| 25 溶接 | ○ | ○ | ○ |

て、出入国管理庁への在留資格の認定申請手続と国土交通省への受入計画の認定申請手続がある。

出入国管理庁への申請手続は、特定技能外国人の受入が認められている12分野共通の仕組みであり、国土交通省への受入計画の認定申請手続は、建設分野独自の仕組みである。このような建設分野独自の仕組みができた理由は、先述の3(4)のとおりである。

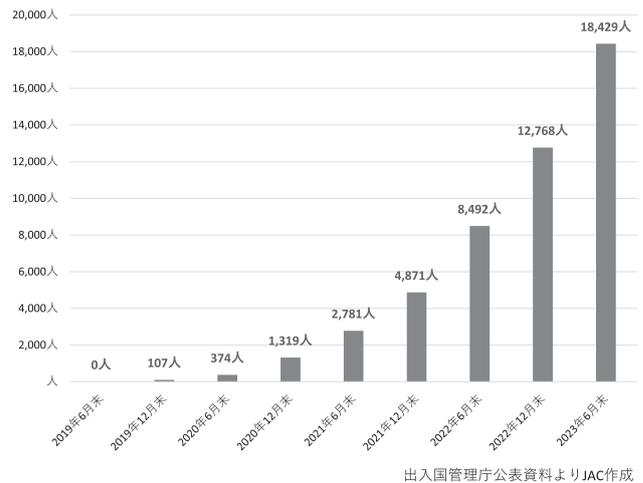
国土交通省の受入計画の認定基準の主な内容は、

- ・申請者が建設業法第3条に基づく許可を取得すること
 - ・申請者及び特定技能外国人が建設キャリアアップシステムに登録すること
 - ・申請者が特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)へ加入すること
 - ・同等技能・同等報酬、月給制・定期昇給制を採用すること
 - ・重要事項について母国語による書面での事前説明
 - ・特定技能外国人に受け入れ後講習を受講させること
 - ・巡回指導による確認を受けること
- などである。

(2) 特定技能外国人の受入状況

建設分野における特定技能1号外国人の人数は、制度創設の2019年より年々増加しており、2023年6月末時点では18,429人となっている(図一7)。

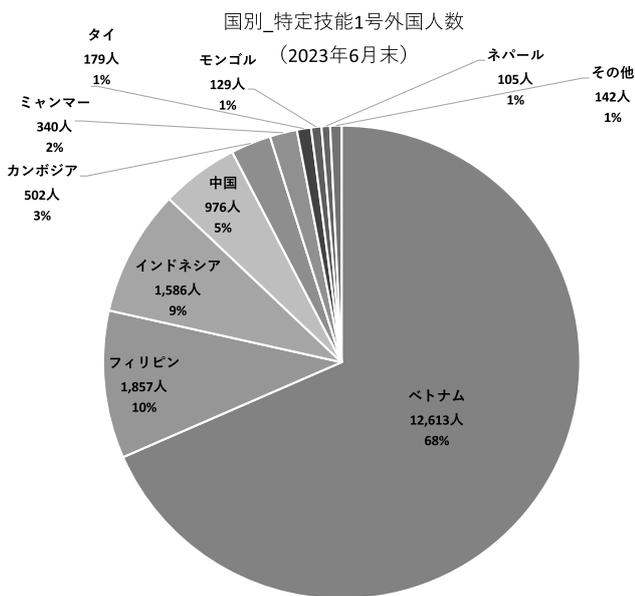
なお、特定技能1号外国人の受け入れ人数については、政府の「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」において上限が設けられており、2023年度末までに最大34,000



図一7 建設分野の特定技能1号外国人人数推移

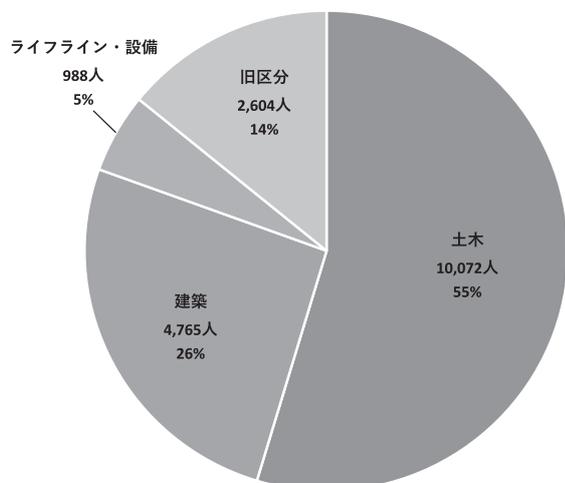
人とされている。

国別の内訳を見ると、18,429人のうち、ベトナムが12,613人と一番多く、次いでフィリピンが1,857人、インドネシアが1,586人の順となっている(図一8)。



図一八 建設分野の特定技能1号外国人人数 (国別)

区分別_特定技能1号外国人人数 (2023年6月末)



図一九 建設分野の特定技能1号外国人人数 (業務区分別)

業務区分別に見ると、18,429人のうち、土木が10,072人、建築が4,765人、ライフライン・設備が988人、旧業務区分が2,604人（うち建設機械施工が432人）となっている（図一九）。

なお、新業務区分では、建設機械施工は土木に含まれている。特定技能2号外国人の人数は、2023年6月末時点で12人であり、業務区分別に見ると土木8名、建築3名、旧区分（内装仕上げ）1名となっている。なお、特定技能2号が出たのは全分野で建設分野が初めてである。特定技能1号の在留期間が5年であることを考慮すると、今後、特定技能2号の人数が増加していくことが想定される。

(3) 建設分野の特定技能評価試験

2022年8月30日の閣議決定で、19業務区分が「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分に再編されたことは先述のとおりであるが、旧業務区分の技能評価試験は2022年度末で終了し、2023年度からは新区分の技能評価試験のみとなっている。

（一社）建設技能人材機構（JAC）においては、建設分野の特定技能1号評価試験を実施しており、特定技能2号評価試験については、現在、年内実施を目指して準備を進めているところである。以下に、新区分の特定技能評価試験の実施状況や今後の予定等について記載する。

① 特定技能1号評価試験

特定技能1号評価試験については、国内では東京都、北海道、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県など、全国の主要都市で実施している。今年度の10月以降の実施予定日と試験会場は、以下のとおりである（表一四）。

次年度以降の予定は、確定次第JACのHPに掲載するので、ご覧になって頂きたい。

海外試験については、本年7月からインドネシア、フィリピンにおいて実施している。今後、カンボジア、モンゴル、ネパール、タイ、スリランカ、インド、ウズベキスタン、バングラデシュにおける実施についても検討しており、準備が整い次第JACのHPでご案内したい。

新区分による特定技能1号評価試験については、国内では2022年12月より、海外では本年7月より実施しているが、これまでの受験者は累計1,000人、合格者は累計363人、合格率は36.3%となっ

表一四 特定技能1号評価試験の実施日と試験会場

| 試験実施日 | 試験会場 |
|-----------------------|------|
| 令和5年10月2日、16日、23日、30日 | 東京都 |
| 令和5年10月11日、12日 | 北海道 |
| 令和5年10月25日、26日 | 大阪府 |
| 令和5年11月6日、13日、20日、27日 | 東京都 |
| 令和5年11月15日、16日 | 大阪府 |
| 令和5年11月29日、30日 | 愛知県 |
| 令和5年12月4日、11日、18日 | 東京都 |
| 令和5年12月6日、7日 | 福岡県 |
| 令和5年12月20日、21日 | 大阪府 |
| 令和6年1月15日、22日、29日 | 東京都 |
| 令和6年1月24日、25日 | 大阪府 |
| 令和6年1月31日 | 愛媛県 |
| 令和6年2月5日、19日、26日 | 東京都 |
| 令和6年2月15日、16日 | 大阪府 |
| 令和6年2月29日 | 熊本県 |
| 令和6年3月4日、11日、18日、25日 | 東京都 |
| 令和6年3月13日、14日 | 大阪府 |
| 令和6年3月21日 | 広島県 |

統計

表—5 特定技能1号評価試験の受験者数、合格者数等

| 試験実施国 | 合格者数／受験者数（合格率） | | | |
|------------|-------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| | 土木 | 建築 | ライフライン・設備 | 各国合計 |
| (1) 日本 | 64／283 (22.6%) | 161／430 (37.4%) | 84／162 (51.9%) | 309／875 (35.3%) |
| (2) フィリピン | 8／14 (57.1%) | 2／12 (16.7%) | 14／25 (56.0%) | 24／51 (47.1%) |
| (3) インドネシア | 4／7 (57.1%) | 21／55 (38.2%) | 5／12 (41.7%) | 30／74 (40.5%) |
| 各区分合計 | 76／304 (25.0%) | 184／497 (37.0%) | 103／199 (51.8%) | 363／1000 (36.3%) |

ている。国別、業務区分別の受験者数、合格者数及び合格率はそれぞれ表—5のとおりである。

②特定技能2号評価試験

特定技能2号評価試験については、現在、試験実施に向けた準備作業を進めているところである。今後、関係行政機関等との調整の上、「試験日程」や「試験範囲を示すテキスト」等の公開を行い、年内には試験を開始することを目指している。

5. おわりに

以上、建設業界における外国人材の受け入れの現状について、特に技能実習生と特定技能外国人を中心に概説してきた。担い手不足と高齢化が進む建設業界においては、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性の向上といった取組を更に加速させるとともに、外国人

材を受け入れることについても考えていかなければならない。

そのような中で、昨年末より政府において「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が設置され、技能実習制度と特定技能制度の見直しが検討されており、今後の動向を注視する必要がある。

JCMA

[筆者紹介]

渡瀬 友博（わたせ ともひろ）
（一社）建設技能人材機構
管理部長（兼）調査研究部長

